

令和元年5月28日

【照会先】

医薬・生活衛生局総務課

課長補佐 上木 義博（内線 2714）

課長補佐 目黒 芳朗（内線 2711）

（代表電話） 03(5253)1111

（直通電話） 03(3595)2377

報道関係者 各位

薬剤師に対する行政処分について

厚生労働省は昨日、医道審議会薬剤師分科会薬剤師倫理部会における薬剤師の行政処分の答申を受け、別紙のとおり、7名の薬剤師に対して、業務停止の行政処分を行うこととしましたので、お知らせします。

薬 剤 師 の 行 政 処 分 一 覧

番号	被処分者の氏名等	処分内容	処 分 の 理 由
1	かりた もとお 莉田 基生 (45歳) 大阪府河内長野市	令和元年6月11日から 2年間の業務停止	(医薬品医療機器等法、麻薬及び向精神薬取締法違反) ① 当人は、薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者でなく、かつ、法定の除外事由がないのに、業として、平成27年7月3日頃から平成28年4月26日頃までの間、13回にわたり、いずれも、処方箋を所持しない個人Aに対し、医薬品であるトラネキサム酸錠500mg等26万3,668錠、ケトチフェンカプセル1mg等7,000カプセル、カタリンK点眼用0.005%等2,140本、ツムラ当帰芍薬散エキス顆粒(医療用)等5,670包及びモーラステープ20mg等3,290枚を代金合計743万4,800円で販売した。 ② 当人は、大阪府に本店を置く株式会社の代表取締役として同社業務全般を統括掌理し、かつ同社が運営する薬局において薬剤師として稼働していたものであるが、同社の業務に関して、営利の目的で、みだりに平成28年1月20日頃から同年11月3日頃までの間、10回にわたり、向精神薬処方箋を所持する者以外の者である個人Bに対し、向精神薬であるレキシタン錠22mg合計1,200錠及びハルシオン0.25mg錠合計300錠を代金合計7,900円で譲り渡した。 ③ 当人は、同様に、平成29年6月29日頃、向精神薬処方箋を所持する者以外の者である個人Cに対し、向精神薬であるセルシン錠2mg42錠及びマイスリー錠10mg14錠を代金合計750円で譲り渡した。 このため、「医薬品医療機器等法違反及び麻薬及び向精神薬取締法違反」により広島地方裁判所から懲役2年6月、執行猶予4年、罰金200万円、追徴金744万3,450円の判決を受け、平成30年3月23日に刑が確定した。 これらにより、薬剤師法第5条第3号の規定に該当するに至ったので、同法第8条第2項第2号の規定に基づき、業務の停止を命ずるものである。
2	まなべ ゆういちろう 眞鍋 雄一郎 (39歳) 北海道札幌市	令和元年6月11日から 2月間の業務停止	(麻薬及び向精神薬取締法違反) 当人は、勤務先病院の麻薬管理者であるが、事情を知らない同病院従業員をして、札幌市保健所に、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの間に当該病院の開設者が譲り受けた麻薬及び同期間内に当該病院で施用し、又は施用のために交付した麻薬の数量について虚偽の内容を記載した平成27年分麻薬年間受渡届を提出させ、もって北海道知事に虚偽の届出をした。 このため、「麻薬及び向精神薬取締法違反」で、札幌簡易裁判所から罰金20万円の略式命令を受け、平成30年11月9日に刑が確定した。 これらにより、薬剤師法第5条第3号の規定に該当するに至ったので、同法第8条第2項第2号の規定に基づき、業務の停止を命ずるものである。
3	おくやま かつとし 奥山 勝俊 (36歳) 青森県十和田市	令和元年6月11日から 1月間の業務停止	(道路交通法違反) 当人は、平成29年8月25日午前0時45分頃、普通乗用自動車を酒気帯び運転した(呼気0.15mg/L以上)。 このため、「道路交通法違反」により十和田簡易裁判所より罰金30万円の略式命令を受け、平成29年11月8日に刑が確定した。 これらにより、薬剤師法第5条第3号の規定に該当するに至ったので、同法第8条第2項第2号の規定に基づき、業務の停止を命ずるものである。
4	せがわ まさあき 瀬川 正昭 (66歳) 徳島県板野郡	令和元年6月11日から 1年間の業務停止	(強制わいせつ) 当人は、個人Aに強いてわいせつな行為をしようと考え、平成30年5月21日午後2時45分頃、当宅1階寝室において、強制わいせつ行為をした。 このため、「強制わいせつ」により、徳島地方裁判所から懲役1年、執行猶予3年の判決を受け、平成30年10月17日に刑が確定した。 これらにより、薬剤師法第5条第3号の規定に該当するに至ったので、同法第8条第2項第2号の規定に基づき、業務の停止を命ずるものである。

番号	被処分者の氏名等	処分内容	処 分 の 理 由
5	かなもり のぶお 金森 伸夫 (62歳) 岐阜県海津市	令和元年6月11日から 6月間の業務停止	(窃盗) ① 当人は、平成29年12月5日から同月11日までの間、2回にわたり、勤務先病院1階薬局において、医薬品合計200錠(時価約25万6,160円相当)を窃取した。 ② 当人は、平成29年12月21日から平成30年1月5日までの間、5回にわたり、当該病院1階薬局において、医薬品合計1,040錠(時価約44万3,108円相当)を窃取した。 ③ 当人は、平成30年1月9日午前9時26分頃、当該病院1階薬局において、医薬品200錠(時価約5万40円相当)を窃取した。 これらのため、「窃盗」で、岐阜地方裁判所から懲役1年6月、執行猶予3年の判決を受け、平成30年6月21日に刑が確定した。 これらにより、薬剤師法第5条第3号の規定に該当するに至ったので、同法第8条第2項第2号の規定に基づき、業務の停止を命ずるものである。
6	ふじた もりひろ 藤田 守啓 (58歳) 広島県三次市	令和元年6月11日から 3月間の業務停止	(調剤報酬不正請求) 当人は、調剤報酬不正請求により、平成30年10月24日に保険薬剤師の登録が取り消された。 これにより、薬剤師法第5条第4号の規定に該当するに至ったので、同法第8条第2項第2号の規定に基づき、業務の停止を命ずるものである。
7	ひろせ あきら 廣瀬 彰 (63歳) 宮崎県串間市	令和元年6月11日から 3月間の業務停止	(調剤報酬不正請求) 当人は、調剤報酬不正請求により、平成28年7月28日に保険薬剤師の登録が取り消された。 これにより、薬剤師法第5条第4号の規定に該当するに至ったので、同法第8条第2項第2号の規定に基づき、業務の停止を命ずるものである。

(参 考)

薬剤師法(昭和35年法律第146号)(抄)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

三 罰金以上の刑に処せられた者

四 前号に該当する者を除くほか、薬事に関し犯罪又は不正の行為があった者

第八条

2 薬剤師が、第五条各号のいずれかに該当し、又は薬剤師としての品位を損するような行為のあったときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

一 戒告

二 三年以内の業務の停止

三 免許の取消し